ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」および本書面をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項・必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり・約款」記載事項の例〕

◎クーリング・オフ制度について　◎告知に関する留意事項について
◎ご解約と解約払戻金について　◎保険金などをお支払いできない場合などについて

本書面は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと太陽生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して太陽生命が承諾したときに有効に成立します。
なお、募集代理店は、太陽生命と委託契約を締結しております。また、お客さまを担当いたします生命保険募集人（募集代理店を含む）の資格などに関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

〔お問い合わせ窓口〕
太陽生命保険株式会社 法人代理店業務課 TEL:03-3272-6532（募集人資格確認窓口）
受付時間　月曜～金曜　9:00～17:00（祝日・年末年始（12/30～1/4）は除きます）

募集代理店からのお知らせ

- 「ひまわり認知症予防保険」の引受保険会社は太陽生命保険株式会社です。ご契約の主体はお客さまと太陽生命保険株式会社になります。
- 「ひまわり認知症予防保険」は、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また元本の保証はありません。
- 「ひまわり認知症予防保険」にご契約いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。

ひまわり認知症予防保険について
この保険は、選択緩和型認知症診断保険に生存給付金特則を付加し、その予防給付金を認知症予防サービスなどに活用いただきたいという思いから「ひまわり認知症予防保険」という愛称を使用しています。

（お問い合わせ、ご照会は）
募集代理店
株式会社 あおぞら銀行

（ご契約後のご照会は）
引受保険会社
太陽生命保険株式会社
（本社）〒103-6031　東京都中央区日本橋2丁目7番1号
お客様サービスセンター 0120-97-2111（通話無料）
営業時間　月曜～金曜 9:00～18:00
土曜・日曜 9:00～17:00
（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）
ホームページアドレス　https://www.taiyo-seimei.co.jp/

個M-980-22-424（2023/2/14）DB000066-G1 05.01 1,500 N01524-4

2023年 4月版

「ひまわり認知症予防保険」は、
早期発見・早期予防にかかる費用をサポートすることで、
ご自身だけでなく、ご家族への不安にも備えていただける保険です。

特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット

★ご契約前に必ずお読みください★

この「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、「商品パンフレット」とあわせて記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

この保険は太陽生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。

【募集代理店】
株式会社 あおぞら銀行

【引受保険会社】
太陽生命

「ひまわり認知症予防保険」は、認知症の早期発見・早期予防にかかる費用をサポートします。

特徴1 つかえる

ご契約の1年後から2年ごとに 予防給付金3万円(一律)を一生涯*1 お受け取りいただけます。

- ご契約から1年で、その後は2年ごとに予防給付金をお受け取りいただけます。
- 被保険者が生存されている間、一生涯*1お受け取りいただけます。

認知症は、**「早期発見」「早期予防」**が大切です。認知症は一歩手前の軽度認知障害(MCI)の段階で気がついて、生活習慣を改善するなどの対策を行えば、**発症を防げる可能性があります**。
予防給付金はそのためにご活用いただけます。

【参考】日本神経学会「認知症疾患診療ガイドライン2017」によると、**年間16%～41%*2が軽度認知障害(MCI)から健常者へと回復します**。

*1 認知症診断保険金が支払われると、契約は消滅します。また、この場合、生存給付金特則も消滅し責任準備金をお支払いします。
*2 複数の研究成果によるため、数値に幅があります。

特徴2 そなえる

認知症と診断されたとき 認知症診断保険金をお支払いします。

- 保険金額は50万円・100万円から選択いただけます。
- 認知症と診断された時点で一時金をお支払いします。
- 保障の対象となる認知症は、アルツハイマー型認知症などの器質性認知症*3です。

≪保障の対象となる認知症例≫

■アルツハイマー型認知症　■脳血管性認知症
■レビー小体型認知症　■前頭側頭型認知症　など

*3 器質性認知症とは、脳の組織の変化による病気です。

■イメージ図

〔ご契約例　■契約年齢:60歳　■保険期間・保険料払込期間:終身　■認知症診断保険金額:100万円　■予防給付金額:3万円　■死亡保険金額:60万円〕

*4 認知症診断保険金は契約日から起算して91日目より責任開始となります。(契約日から90日以内に器質性認知症と診断された場合、認知症診断保険金はお支払いしません。)
*5 死亡保険金額は加入年齢に応じて異なります。
※ 認知症診断保険金と死亡保険金は、重複してお支払いすることはありません。

参照 詳しい保障内容・支払事由は契約概要6～7ページをご覧ください。

保険料、他の保険へのご加入および留意事項について

- この保険は、健康状態の不安などから他の保険に加入できなかった方でも、簡単な告知によりご加入いただけますが、**保険料は一般の保険に比べて割高となります**。
- 健康状態についてより詳細な告知をすることで、この保険より保険料が割安で保障の充実したほかの保険にご加入いただける場合があります。
- 解約された場合、生存給付金特則部分の解約払戻金をお支払いします。解約払戻金はお払込保険料の合計額を大きく下回ります。本則には解約払戻金がありません。

参照 その他留意事項につきましては、5ページ以降の契約概要・注意喚起情報をご覧ください。

■保険料例表

〈月払保険料(口座振替扱)〉■保険期間・保険料払込期間：終身　■予防給付金(生存給付金)：3万円
■支払金額変更特則付加

下表の月払保険料は、口座振替でお払い込みいただいた場合の保険料です。2ヵ月続けて口座から保険料のお引き落しができなかった場合、保険料の払込方法が変更され、保険料が変更されます。

死亡保険金額はご加入年齢によって異なります。詳しくは8ページ「ご契約の引受条件」をご確認ください。

契約年齢	男性		女性	
	認知症診断保険金額		認知症診断保険金額	
	100万円	50万円	100万円	50万円
20歳	4,993円	4,795円	4,887円	4,573円
21歳	5,047円	4,844円	4,945円	4,622円
22歳	5,103円	4,894円	5,005円	4,673円
23歳	5,160円	4,946円	5,067円	4,725円
24歳	5,219円	4,999円	5,130円	4,779円
25歳	5,282円	5,056円	5,197円	4,835円
26歳	5,346円	5,114円	5,265円	4,893円
27歳	5,414円	5,175円	5,337円	4,953円
28歳	5,485円	5,240円	5,412円	5,016円
29歳	5,559円	5,307円	5,488円	5,080円
30歳	5,011円	4,751円	5,013円	4,592円
31歳	5,080円	4,812円	5,085円	4,651円
32歳	5,152円	4,876円	5,160円	4,711円
33歳	5,226円	4,942円	5,238円	4,774円
34歳	5,305円	5,012円	5,318円	4,839円
35歳	5,386円	5,084円	5,401円	4,905円
36歳	5,471円	5,160円	5,487円	4,974円
37歳	5,560円	5,239円	5,576円	5,045円
38歳	5,653円	5,321円	5,668円	5,118円
39歳	5,749円	5,406円	5,764円	5,194円
40歳	5,464円	5,109円	5,529円	4,938円
41歳	5,560円	5,192円	5,626円	5,013円
42歳	5,659円	5,278円	5,727円	5,091円
43歳	5,765円	5,370円	5,834円	5,173円
44歳	5,875円	5,465円	5,945円	5,257円
45歳	5,991円	5,565円	6,062円	5,346円
46歳	6,112円	5,669円	6,183円	5,438円
47歳	6,239円	5,778円	6,309円	5,533円
48歳	6,372円	5,892円	6,443円	5,633円
49歳	6,511円	6,011円	6,583円	5,738円
50歳	5,671円	5,150円	5,906円	5,024円
51歳	5,799円	5,255円	6,044円	5,122円
52歳	5,933円	5,365円	6,191円	5,227円

契約年齢	男性		女性	
	認知症診断保険金額		認知症診断保険金額	
	100万円	50万円	100万円	50万円
53歳	6,076円	5,481円	6,348円	5,338円
54歳	6,230円	5,606円	6,517円	5,457円
55歳	6,395円	5,740円	6,699円	5,586円
56歳	6,570円	5,881円	6,893円	5,722円
57歳	6,758円	6,032円	7,102円	5,869円
58歳	6,960円	6,193円	7,326円	6,026円
59歳	7,177円	6,366円	7,568円	6,194円
60歳	6,071円	5,211円	6,747円	5,292円
61歳	6,277円	5,363円	6,996円	5,452円
62歳	6,503円	5,528円	7,270円	5,627円
63歳	6,753円	5,710円	7,573円	5,819円
64歳	7,028円	5,908円	7,909円	6,030円
65歳	7,332円	6,126円	8,281円	6,262円
66歳	7,653円	6,358円	8,673円	6,508円
67歳	7,991円	6,604円	9,087円	6,769円
68歳	8,350円	6,867円	9,530円	7,048円
69歳	8,735円	7,150円	9,706円	7,349円
70歳	8,125円	6,431円	9,736円	6,887円
71歳	8,519円	6,708円	9,960円	7,207円
72歳	8,949円	7,009円	10,528円	7,559円
73歳	9,418円	7,337円	11,159円	7,948円
74歳	9,930円	7,694円	11,855円	8,377円
75歳	10,178円	8,085円	12,626円	8,849円
76歳	10,775円	8,512円	13,481円	9,373円
77歳	11,424円	8,976円	14,421円	9,947円
78歳	12,126円	9,479円	15,122円	10,254円
79歳	12,879円	9,719円	16,198円	10,908円
80歳	13,686円	10,283円	17,354円	11,609円
81歳	14,547円	10,886円	18,587円	12,361円
82歳	15,140円	11,529円	19,466円	13,157円
83歳	16,085円	12,216円	20,789円	13,992円
84歳	17,083円	12,947円	22,149円	14,555円
85歳	18,144円	13,725円	23,531円	15,430円

●保険料の計算は契約年齢にもとづいて行います。契約年齢は契約日時点での満年齢で計算します。

ひまわり認知症予防保険は、健康上の理由で保険への加入を諦めていた方でも、すべての告知項目に該当しなければ加入できます。

※すべてが「いいえ」の場合でも、ご加入いただいている金額の合計額が当社所定の金額を超える場合など、ご契約のお引き受けができない場合があります。

※「3ヵ月以内」「6ヵ月以内」「2年以内」「5年以内」とは、入力日または記入日(告知日)からさかのぼって「3ヵ月以内」「6ヵ月以内」「2年以内」「5年以内」のことをいいます。
※質問中の「医師」には歯科医師を含みます。

健康状態

1 つぎの**いずれか1つでも**該当することがありますか?

- 現在、**妊娠**している。
- 現在、**入院中**である。
- 最近3ヵ月以内に**入院、手術**または**先進医療による療養**を医師にすすめられている(相談している場合も含む)。
  ※「入院」には検査入院も含みます。
  ※「手術」にはレーザー治療も含みます。

2 現在、**肝硬変**または**悪性新生物**と医師に診断または疑いがあると指摘されていますか?

※現在、診断結果待ちまたは検査結果待ちの場合を含みます。
※悪性新生物には、がん・肉腫・悪性のしゅよう・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫・骨髄異形成症候群を含みます。
※悪性新生物には、上皮内新生物(上皮内がんを含む)を含みません。

3 **最近6ヵ月以内**に、病気やけがで**入院または手術**をしたことがありますか?

※「入院」には検査入院も含みます。
※「手術」にはレーザー治療も含みます。

4 **過去2年以内**に、**入院または手術**をし、その入院または手術と同じ**病気やけが**で、**最近6ヵ月以内**に医師による診察・検査・治療・薬の処方を受けたことがありますか?

※「入院」には検査入院も含みます。
※「手術」にはレーザー治療も含みます。
※検査・治療・薬の処方がなくても、経過観察のために通院している場合は「はい」に該当します。
※「薬の処方」には点眼薬の処方を含みます。

5 **過去5年以内**に、**悪性新生物**で入院または手術をしたことがありますか?

※悪性新生物には、がん・肉腫・悪性のしゅよう・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫・骨髄異形成症候群を含みます。
※悪性新生物には、上皮内新生物(上皮内がんを含む)を含みません。

認知症関連

6 つぎの**いずれか1つでも**該当することがありますか?

- **今までに認知症(軽度認知障がいを含む)**と医師に診断または疑いがあると指摘されたことがある。
  ※現在、診断結果待ちまたは検査結果待ちの場合を含みます。
  ※認知症薬を処方されている場合を含みます。
- **今までに認知症(軽度認知障がいを含む)**を原因として、公的介護保険制度における要介護・要支援の認定を受けたことがある。または、認定申請をしたことがある。
  ※40歳未満の方は該当しません。

契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了承のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

■この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および所在地・連絡先

- **引受保険会社名　：太陽生命保険株式会社**
- 本社所在地　：〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番地1号
- 連絡先　：太陽生命お客様サービスセンター
  - TEL　：0120-97-2111（通話無料）
  - 営業時間　：月曜～金曜 9：00～18：00
  - ：土曜・日曜 9：00～17：00
  - （祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）
- ホームページアドレス：https://www.taiyo-seimei.co.jp/

2 保険の特徴としくみ

- 保険の正式名称は、「無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）」です。
- 「ひまわり認知症予防保険」について

  この保険は、選択緩和型認知症診断保険に生存給付金特則を付加し、その予防給付金*を認知症予防サービスなどに活用いただきたいという思いから「ひまわり認知症予防保険」という愛称を使用しています。上記サービスは保険に付随するものではありません。

  *「予防給付金」とは、「生存給付金」のことであり、販売にあたり「予防給付金」と呼んでいます。
- この保険は、持病のある方や健康に不安がある方でも簡単なチェックによる告知で加入できる選択緩和型の保険です。

（過去に入院や手術の経験がある方や現在通院されている方などであっても、ご契約時に入院・手術の予定がない場合や認知症（軽度認知障害を含みます）と医師に診断または疑いがあると指摘されていない場合など、告知項目に該当しなければお申込みいただけます。）

- 生まれて初めて器質性認知症になり、医師により診断確定されたときに、所定の認知症診断保険金をお支払いします。認知症診断保険金は契約日から起算して91日目（認知症診断責任開始日）が責任開始日となります。
- 認知症診断保険金の支払事由に該当せずかつ被保険者が生存している間、予防給付金を一生涯お受け取りいただけます。
- 被保険者が保険料払込期間中に責任開始期以後に生じた不慮の事故により所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられた場合には、以後の保険料のお払い込みを免除します。
- 保険のしくみ

参照　この商品のしくみ（イメージ図）は商品パンフレットの1ページをご覧ください。

3 保障内容（支払事由）

- 本則

名称	支払事由	支払金額	受取人
認知症診断保険金	被保険者が保険期間中に、認知症診断責任開始日*1以後、認知症診断責任開始日前を含めて初めて器質性認知症*2に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき	認知症診断保険金額	被保険者

*1　契約日から起算して91日目が責任開始日となります。
*2　器質性認知症とは、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、ピック病の認知症、パーキンソン病の認知症、ハンチントン病の認知症、クロイツフェルト・ヤコブ病などの認知症をいいます。

- 生存給付金特則

名称	支払事由	支払金額	受取人
第1回の予防給付金	被保険者が、予防給付金支払開始日*3の前日の満了時に生存されているとき	予防給付金額	保険契約者
第2回以後の予防給付金	被保険者が、予防給付金支払日*4の前日の満了時に生存されているとき		
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人

*3　予防給付金支払開始日は、契約日から起算して1年を経過する年単位の契約応当日です。
*4　第2回以後の予防給付金の支払日は、保険期間中の予防給付金支払開始日の2年ごとの契約応当日です。

- 支払事由に該当しない場合

・ひまわり認知症予防保険において、被保険者が、ご契約時に認知症に関する告知事項に該当していた場合、または告知のときから契約日から起算して 90 日以内に器質性認知症と診断確定されていた場合は、契約者・被保険者の事実の知・不知にかかわらず、この保険契約を無効とし、保険金を支払わないことがあります。

・契約日から 90 日以内に器質性認知症と診断された場合、ひまわり認知症予防保険の認知症診断保険金はお支払いしません。

参照　注意喚起情報「7 保険金などのお支払いができない場合があります。」12ページをご覧ください。

■指定代理請求特約

- この保険において、この特約はご契約時に付加していただきます。
- 指定代理請求特約とは、被保険者が保険金などを請求できない特別な事情*5があるときに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1名の指定代理請求人が保険金などをご請求できる特約です。予防給付金については、ご契約者と被保険者が同一人の場合に限ります。

*5 請求できない特別な事情
・傷害または疾病により保険金などの請求を行う意思表示が困難であること
・傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）　など

指定代理請求人からご請求いただく場合、戸籍抄本などをご提出いただくこともあります。

代理請求の対象となる保険金など	指定代理請求人の範囲
・被保険者が受け取る保険金など ・被保険者が受取人になる保険金など ・被保険者とご契約者が同一人の場合のご契約者が受け取る保険金など ・被保険者とご契約者が同一人の場合の保険料の払込免除	保険金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方*6 (3) 被保険者の療養看護に努める方または被保険者の財産管理を行っている方*6 (4) (2)および(3)に掲げる方と同等の特別な事情がある方*6

*6 保険金などのご請求時点において、太陽生命所定の書類などによりその事実が確認でき、かつ保険金などの受取人のために請求すべき相応の理由があると太陽生命が認める方に限ります。

お願い

ご契約者は「指定代理請求人」に対して、あらかじめ指定代理請求特約の内容（指定代理請求人の権利や請求できる場合など）について十分説明いただきますようお願いします。

4 ご契約の引受条件

- ご契約の取扱範囲については以下のとおりです。ご契約の具体的な内容につきましては、「契約概要」とあわせて「商品パンフレット」「生命保険契約申込書」をご確認ください。

契約年齢（被保険者満年齢）	20歳～85歳
保険期間・保険料払込期間	終身
保険料払込方法	月払（口座振替扱）
加入金額	認知症診断保険金額：50万円・100万円から選択 予防給付金額：3万円（一律） 死亡保険金額：加入年齢に応じて次のとおり。 加入年齢 / 死亡保険金額 20歳～29歳 / 165万円 30歳～39歳 / 135万円 40歳～49歳 / 120万円 50歳～59歳 / 90万円 60歳～69歳 / 60万円 70歳～85歳 / 45万円 ※ 太陽生命の他の保険と通算して所定の限度があります。
被保険者	ご契約者本人またはその配偶者もしくは2親等内の親族
診査区分	告知書扱
その他	・生存給付金特則があらかじめ付加されています。 ・支払金額変更特則があらかじめ付加されています。 ・指定代理請求特約はご契約時に付加していただきます。

5 保険料に関する事項

- 保険料については、「商品パンフレット」をご確認ください。
- 保険料に応じて保険料が割引となる「保険料割引制度」があります。割引前の口座月払保険料が所定の金額以上のとき、保険料割引制度が適用され保険料が割引かれます。
  ※「商品パンフレット」の3ページに記載の保険料は、保険料割引制度適用後の保険料です。

割引前の口座月払保険料	10,000円以上	15,000円以上	20,000円以上	30,000円以上
割引率	3%	5%	7%	8%

- 保険金額などの減額により保険料に変更があった場合、割引率が変わることがあります。

6 配当金に関する事項

●この保険は無配当保険です。したがって、契約者配当金はありません。

7 解約・解約払戻金に関する事項

●ご契約者は、いつでも将来に向かってこの保険を解約することができます。この場合、解約払戻金を請求することができます。解約された場合、ご契約は消滅します。
※解約された場合、主契約（本則）に付加された生存給付金特則、支払金額変更特則、指定代理請求特約も同時に解約となります。
※生存給付金特則、支払金額変更特則、指定代理請求特約のみの解約はできません。

●解約払戻金については、本則・特則に応じて、つぎのとおりとなります。

本則・特則	解約払戻金
本則・支払金額変更特則	解約払戻金はありません。
生存給付金特則	払込年月数に応じた所定の金額をお支払します。

●解約払戻金は生存給付金特則部分についてのみのお支払いになります。そのためお払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。

●認知症診断保険金額、予防給付金額、死亡保険金額などの減額は、太陽生命所定の範囲内で可能です。ただし、予防給付金額、死亡保険金額単独での減額はできません。
・予防給付金額の減額は、認知症診断保険金額の減額に比例して減額されます。

●認知症診断保険金額、予防給付金額、死亡保険金額などの減額を行った場合、減額分は解約されたものとしてお取り扱いします。

注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際してご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了承のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
■特に保険金などをお支払いできない場合や既契約を消滅させて契約される場合など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
■この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 「選択緩和型保険へのお申込みに際しての留意事項」です。内容を十分に確認のうえ、お申込みください。

■保険料

この保険は、持病のある方や健康状態に不安のある方など、一般的な保険に加入できない方でも、簡単な告知により加入することができる保険です。そのため、保険料が一般的な保険より割高となっています。

■他の一般的な保険への加入の可能性

健康状態・傷病歴に関し、より詳細な告知・医師の診査などを行うことで、この保険よりも保険料が割安で保障の充実した他の保険に加入できる場合があります。
また、通常の引受条件では加入できない場合でも、特別な条件*を付加することにより、他の保険に加入できることがあります。

＊「特別な条件」には、「特定の疾病・部位を不担保とする方法」や「保険料を通常より割高の水準に設定する方法」などがあります。

■責任開始期前の認知症に関する留意点

認知症診断保険金は契約日から起算して91日目（以下、認知症診断責任開始日）から責任開始となります。認知症診断責任開始日前に器質性認知症に該当していた場合、認知症診断保険金は支払対象となりません。

■認知症診断責任開始日前の器質性認知症該当による無効

保険契約締結または復活の際に、器質性認知症（軽度認知障がいを含む）に関して求めた告知事項に該当していた場合、または被保険者が告知の時からこの保険契約の認知症診断責任開始日の前日までに器質性認知症と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この保険契約を無効とします。

※認知症診断責任開始日から起算して5年以内に支払事由に該当しなかった場合は、無効の取扱を行わずに、認知症診断責任開始日以後に該当したものとみなします。

2 ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をすることができます。（クーリング・オフ制度）

●お申込者またはご契約者（以下「お申込者など」）は、つぎの①～③のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」）をすることができます。

①「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）」（本書面）*1の交付日
②保険契約の申込日
③第1回保険料充当金が太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した日

*1 保険契約のお申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面です。

- お申込みの撤回などは、書面または当社ホームページによるお申出方法があります。
- お申込みの撤回などをされた場合には、お申込者などがすでに太陽生命にお払い込みいただいた金額があるときは、その金額をお返しします。
- 太陽生命はお申込者などに対し、お申込みの撤回などに伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いは請求しません。
- お申込みの撤回などの書面の発信時または当社ホームページからの送信時に保険金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時または当社ホームページからの送信時に、お申込者などが保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■書面によるお申出方法

- お申込みの撤回などは、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書[*2]・はがき）により太陽生命契約課あてに、つぎの事項をご記入のうえ、発信してください。

〒103-6031　東京都中央区日本橋2-7-1　　太陽生命保険株式会社　契約課　行

○お申込みの撤回などをする旨　　○取扱代理店名（金融機関名・支店名）・申込日
○商品名　　○申込番号
○お申込者（契約者）等の住所・電話番号・氏名（自署）
○返金先口座（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義人[*3]）

*2　個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申出ください。
*3　返金先口座はお申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。

■太陽生命ホームページからのお申出方法

- 当社ホームページからのお申込みの撤回などは、クーリング・オフ受付フォームより必要項目を入力のうえ送信してください。送信時に効力が生じます。

既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取り扱いについては、クーリング・オフは適用されません。

3 この保険は告知が必要です。ありのままを告知してください。（告知義務）

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など「告知書」（申込書の「告知事項」も含みます）で太陽生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には、告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で「告知書」（申込書の「告知事項」も含みます）にご記入ください。
- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（ご契約日・復活日など）から2年以内であれば、太陽生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

4 保障の開始は以下のとおりとなります。

- ご契約のお引き受けを太陽生命が承諾した場合には、第1回保険料充当金の受領および告知がともに完了した時から、保障を開始します。
- 第1回保険料充当金は、太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した時から受領したものとして取り扱います。
- 生命保険募集人は、お客さまと太陽生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して太陽生命が承諾した時に有効に成立します。
- 責任開始日が契約日になります。
- 認知症診断保険金の責任開始期は、契約日から起算して91日目（認知症診断責任開始日）以後です。

5 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- ご契約者、被保険者または受取人が反社会的勢力[*1]に該当すると認められる場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係[*2]を有していると認められる場合には、保険契約のお申込みはできません。

*1　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をさします。
*2　反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。

6 将来に向かってご契約を解除することがあります。

- ご契約者、被保険者または受取人が保険金などを詐取する目的または他人に保険金などを詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こした場合
- 保険金などの請求に関し、保険金などの受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- ご契約者、被保険者、受取人が反社会的勢力に該当すると認められる場合[*1] [*2]
- その他、ご契約を継続することができないと判断できる重大な事由がある場合　など

参照　*1および*2は「5 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。」をご覧ください。

7 保険金などのお支払いができない場合があります。

- 保険金などが所定の支払事由にあてはまらない場合
- ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ご契約が重大事由により解除となり、その重大事由発生後に支払事由などが生じた場合
- 詐欺によりご契約が取消となった場合や保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- 保険金などの免責事項[*]に該当した場合
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合　など

*免責事項

認知症診断保険金		・保険契約者の故意または重大な過失　・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為　・被保険者の薬物依存　・戦争その他の変乱
死亡保険金	災害死亡保険金	・保険契約者の故意または重大な過失　・被保険者の故意または重大な過失 ・死亡保険金受取人の故意または重大な過失　・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故　・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波　・戦争その他の変乱
	普通死亡保険金	・責任開始期の属する日（契約日・復活日など）から起算して2年以内の自殺 ・保険契約者の故意　・死亡保険金受取人の故意　・戦争その他の変乱

参照　死亡保険金および免責事由の詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

8 保険金などの支払事由が生じた場合、すみやかに太陽生命までご連絡ください。

- 支払事由が発生した場合のご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」「給付金・保険金のご請求について お手続きガイドブック」「太陽生命のホームページ」にも記載しておりますのであわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いなどを行う必要がありますので、保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかに太陽生命お客様サービスセンターにご連絡ください。
- 被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるとき、指定代理請求人が保険金などを請求することができます。
- ご契約者のご住所などを変更された場合には、太陽生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、太陽生命お客様サービスセンターへ必ずご連絡ください。

9 ご契約の効力を継続するために、つぎのようなお取り扱いがあります。

■払込期月と猶予期間

保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）中にお払い込みください。払込期月中にご都合がつかない場合には、猶予期間（払込期月の翌月初日から翌々月末日まで）中にお払い込みください。

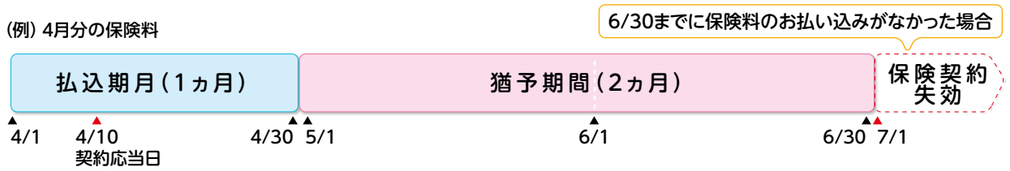

■猶予期間経過後による失効

保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といいます）。

■保険料の振替貸付

ご契約者からあらかじめお申し出があった場合で、所定の要件を満たしているときは、猶予期間満了時に2ヵ月分の保険料に相当する金額を太陽生命がお立て替えします。

■復活などに関する事項

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後2ヵ月以内であれば、太陽生命の定める方法でお手続きのうえ、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知と失効している期間の保険料のお払い込みが必要となります。ただし、被保険者の健康状態などによっては、復活できない場合があります。ご契約の復活を太陽生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

10 解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

- ご契約者は、将来に向かっていつでもご契約を解約することができます。
- お払い込みいただく保険料は預貯金と異なり、一部は保険金などのお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがって、特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、多くの場合まったくないかあってもごくわずかです。
- この保険は、本則部分について無解約払戻金型であり解約払戻金はありませんが、生存給付金特則部分について払込年月数に応じて所定の金額を解約払戻金としてお支払いします。

11 この保険商品は預金ではありません。

- この保険は、太陽生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。

12 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となることがあります。

- 解約・減額時の解約払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年数によっては、まったくないこともあります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
- 詐欺による取消の規定などについて、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。
- 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率などが異なる場合があります。予定利率などが異なった場合、新たなご契約の保険金などは現在のご契約の金額を下回る場合があります。

13 生命保険会社が破綻した場合などには、保険金額などが削減されることがあります。

- 太陽生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

参照 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

14 ご契約の各種お問合せ・苦情・相談に関する連絡先

■太陽生命お客様サービスセンター

TEL：0120-97-2111（通話無料）

営業時間　月曜～金曜 9：00 ～ 18：00/ 土曜・日曜 9：00 ～ 17：00

（祝日・年末年始（12/30 ～ 1/4）は休業します）

ホームページアドレス：https://www.taiyo-seimei.co.jp/

■一般社団法人生命保険協会

- この保険商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書・来訪などにより生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っております。

15 税法上のお取り扱いについてご確認ください。

■認知症診断保険金は、非課税となります。

指定代理請求人が被保険者の代わりに認知症診断保険金を受け取った場合も非課税となります。

■死亡保険金の税法上のお取り扱い

ご契約者、被保険者、死亡保険金の受取人の関係により、死亡保険金にかかる税金が異なります。

契約形態	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	本人	本人	配偶者（子）	相続税*1
ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者（子）	本人	所得税（一時所得）*2 ＋ 住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合	本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

*1 死亡保険金（他の保険および共済を含み、保険契約および共済契約が複数ある場合は合算します）に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱い（法定相続人が取得した場合、500万円×法定相続人数までの金額が非課税）となります。

*2〔{収入（死亡保険金）－ 必要経費（払込保険料）}－ 特別控除（50万円）〕×1/2が課税所得になります。
50万円の特別控除はその年の他の一時所得を合算したうえで適用されます。

■予防給付金の税法上のお取り扱い

所得税（一時所得）*3＋住民税が課税されます。

*3〔{収入（予防給付金）－ 必要経費（払込保険料）}－ 特別控除（50万円）〕×1/2が課税所得になります。
50万円の特別控除はその年の他の一時所得を合算したうえで適用されます。

■解約払戻金の税法上のお取り扱い

所得税（一時所得）*4＋住民税が課税されます。

*4〔{収入（解約払戻金）－ 必要経費（払込保険料）}－ 特別控除（50万円）〕×1/2が課税所得になります。
50万円の特別控除はその年の他の一時所得を合算したうえで適用されます。

■生命保険料控除について

この保険においてお払い込みいただいた保険料は、「一般生命保険料控除」の対象となり年間払込保険料*5に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（介護医療保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。）

*5 年間払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料です。

税務のお取り扱いについては、2023年1月現在の税制にもとづくものであり、税制改正などで将来変更となることがあります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

16 その他

- 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合、保険業法の定めにもとづく所定のお手続きを経て、保険金などが削減されることがあります。
- ご請求内容の確認について
太陽生命で委託した業務士などが、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

【お客さまの個人情報のお取り扱い】

太陽生命では、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客さまの個人情報について適正なお取り扱いに努めています。

1 個人情報の取得・利用目的

太陽生命は、お客さまから取得する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報はすでに取得しているものも含みます。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金等のお支払い

②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③太陽生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④その他保険に関連・付随する業務

※太陽生命は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間満了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、太陽生命が取得した申込関係書類については返却いたしません。

2 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取り扱い

太陽生命はお客さまの機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。
なお、機微（センシティブ）情報には、太陽生命が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3 個人情報の第三者提供の制限

太陽生命は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

①各種保険契約の引受け、保険金・給付金等の支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合

②再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合

③太陽生命の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

4 支払査定時照会制度

太陽生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などの支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」にもとづき、太陽生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項目を確認してください。

5 お問い合わせ窓口

太陽生命の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む太陽生命における個人情報のお取り扱い、支払査定時照会制度の詳細については、
太陽生命のホームページ(https://www.taiyo-seimei.co.jp/)を確認してください。
また、太陽生命の個人情報のお取り扱いに関する問い合わせは、「太陽生命 お客様サービスセンター」に照会してください。

太陽生命お客様サービスセンター
TEL：0120-97-2111（通話無料）
営業時間　月曜～金曜 9：00～18：00　土曜・日曜 9：00～17：00
（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

※上記の内容は、2023年1月現在のものであり、今後法令の改正等により変更となる場合があります。

MEMO